

# 監査報告書

平成29年5月24日

学校法人嘉悦学園

理事会 御中  
評議員会 御中

学校法人嘉悦学園

監事

藤川 裕子



監事

柴田 光廣



私たちは、私立学校法第37条第3項及び学校法人嘉悦学園寄附行為第11条第3号の規定に基づき、学校法人嘉悦学園(以下、「当学園」という。)の平成28年度(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)の業務及び財産の状況について監査を行った。

## 1. 監査の方法

私たちは監査に当たり、理事会及び評議員会その他の重要な会議に出席するほか、理事等から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧するとともに、太陽有限責任監査法人から私立学校振興助成法第14条第3項の規定に基づく監査に関する説明を受けるなど、業務及び財産の状況について意見を述べるに当たり必要と認めた監査手続を実施した。

## 2. 監査の結果

「3. 除外事項」に記載する事項を除き、

- (1) 当学園の業務及び財産の状況について適正でないと言ふべき事実は認められない。
- (2) 当学園の業務及び財産の状況に関し不正の行為、または、法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実は認められない。

なお、

- ① 新たに設置された改革委員会を中心として規程等の整備がなされたものの、当学園のガバナンス再構築においては、理事長のリーダーシップ、理事会や評議員会によるモニタリングの強化が必要であること。
- ② 徹底的な経費削減により収支改善が見られたものの、過大な人件費率等財務体質上の構造的な問題に対して一層の抜本的な改革が必要であること。
- ③ 寄附行為第4条に基づき設置された学校のうち、とりわけ大学において重大な問題と位置付けられてきた入学者数の低下傾向には歯止めがかかったものの、入学定員割れの恒常化が当学園の財務状況に深刻な影響を及ぼしていることから、学生募集力の強化に向けて組織的に取り組む必要があること。

を、監事の意見としてここに付記する。

## 3. 除外事項

平成27年度に発生した元理事長嘉悦克氏をめぐる不適正支出問題に係る措置として、嘉悦克氏等に対し返還金請求を行っているが、当監査報告書作成日現在、当事者間において返還されるべき金額や返還条件等を確定できていない。

## 4. 「3. 除外事項」に対する監事の意見

返還されるべき金額や返還条件等の早期確定と、返還金の確実な回収を行うことが、当学園の再生において必須であると考えます。

以上